

## 病児・病後児保育事業のご案内



### 【病児・病後児保育とは】

保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的に、病気の治療中又は回復期にあり、集団保育が適当でなく、かつ、保護者のやむを得ない事情により家庭で保育のできない児童を、専用の保育室で看護師等の専門スタッフがお預かりするサービスです。

**病児**・・・病気の治療中で、回復期には至らないが症状が安定している状態

**病後児**・・・熱が下がる等、病気の回復期にあり、症状は軽度であるが安静の確保に配慮する必要がある状態

### 【実施施設】

種別	施設名	所在地	連絡先
病児保育	浅間総合病院	佐久市岩村田 1862-1	0267-67-2295
病後児保育	岸野保育園	佐久市伴野 1792-1	0267-63-0123

### 【対象児童】

病児・病後児保育の対象となる児童は、市内または定住自立圈形成協定を締結している自治体（小諸市、軽井沢町、御代田町、立科町、佐久穂町、小海町、南相木村、南牧村）に居住する1歳から小学校就学前までの児童で、次の要件に当てはまる場合にご利用いただけます。

- (1) 保育所等に入所している児童で、病気の治療中又は回復期にあり、医療機関における入院治療を要しないが、集団保育を受けることができない児童
- (2) 保育所等を利用していない児童で、保護者の勤務の都合、傷病、事故、冠婚葬祭等の理由により保護者による保育が困難で、病気の治療中又は回復期のため一時保育が受けられない児童

### 【実施日時】

月曜日～金曜日、午前8時から午後6時まで

ただし、祝日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く。

なお、1度に利用できる期間は、原則として7日以内です。

### 【利用定員】

各施設とも、原則として1日につき4名

### 【保護者負担金】

区分	時間	3歳以上児	3歳未満児
保育料	午前8時～正午	450円	1,000円
	正午～午後4時	450円	1,000円
	午後4時～6時	30分につき75円	
給食費	日額400円（乳児用ミルク等を持参の場合は、この限りでない。）		

(備考) 年齢は、当該年度4月1日の年齢による。

(裏面へ続く)

### 【利用できる症状など】

症状など	特記事項
発熱	高熱の場合は、お預かりできないことがあります。
下痢・嘔吐等	頻繁におこる下痢・嘔吐等の場合はお預かりできません。
眼科・耳鼻科	感染性が高い場合は、お預かりできないことがあります。
外傷	重度な外傷の場合は、お預かりできないことがあります。
感染症	学校保健法に基づくもので、いずれも急性期を過ぎ回復状態になった場合にお預かりできます。

### 【利用の流れ】

(1) 事前に登録をしてください。

「病児・病後児保育利用登録申請書」を子育て支援課へ提出してください。(一度の登録で、小学校就学前まで利用が可能です。)

(2) 施設へ電話連絡(仮予約)をしてください。

施設へ事前に電話連絡をしていただき、お子さんの容態と利用希望日を伝え、仮予約をしてください。各施設の利用定員は原則4名ですので、利用者(予約者)が定員を満たしている場合は利用できません。

(3) かかりつけ医の診察を受けてください。

かかりつけ医で診察を受け、「診療情報提供書」の作成を依頼してください。この「診療情報提供書」の作成は、有料となります。

(4) 施設へ利用申込みをしてください。

施設へ電話連絡をしていただき、利用にあたっての注意事項等の説明を受け、予約の確定をしてください。利用当日に施設へ「病児・病後児保育利用申込書」、「診療情報提供書」、「保護者からの連絡票」をご提出ください。

※登録前に急な利用が必要となった場合は、施設へ直接ご相談ください。

### 【当日の持ち物】

着替え、おむつ、お尻ふき、汚れものを入れるビニール袋、飲み物(水筒やマグカップ)、薬、お昼寝用バスタオル

※アレルギーや下痢嘔吐がある場合、症状に合わせたお弁当やおやつが必要です。

※持ち物には記名をお願いします。

### 【利用上の注意】

- (1) 利用にあたっての注意事項等については、施設へお問合せください。
- (2) 急な容態の変化等により保育ができない状態になった場合、保護者へお迎えをお願いすることがあります。
- (3) 市内保育所等の在園児については、施設から在園している保育所等へ保育に必要となる情報(普段の園生活での様子等)を確認することがあります。

